

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表

令和7年4月18日
気仙広域連合

気仙広域連合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「特定事業主行動計画（第2期）」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、気仙広域連合における女性の活躍状況を公表いたします。

1 実施状況

(1) 長時間勤務関係

目標：職員1人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間を令和4年度実績の30.8時間より2.8時間以上縮減し、28時間以下にする。

| 項目 | 目標値 | 令和6年度実績 |
|------------------|-------|---------|
| 年28時間を超えた職員 | 0人/5人 | 0人/5人 |
| 職員一人当たりの超過勤務の年平均 | | 5.5時間/年 |

(2) 仕事と家庭の両立関係

目標：対象となる男性職員がいた場合は、配偶者の出産休暇の取得割合100%を目指す。

| 項目 | 目標値 | 令和6年度実績 |
|---------------|------------------------|---------|
| 配偶者の出産休暇の取得割合 | 100% ※ 対象となる職員がいた場合 | 該当職員無し |

2 女性の活躍状況

(1) 職員に占める女性の割合

| 区 分 | 令和6年度 |
|-----|---------------|
| 男 性 | 4人/6人 (66.7%) |
| 女 性 | 2人/6人 (33.3%) |

(2) 採用した職員に占める女性の割合

当広域連合では職員採用は行っておらず、職員は全て構成市町（大船渡市、陸前高田市、住田町）からの派遣職員で構成されています。

(3) 男女別の育児休業取得率

令和6年度中、対象となる職員はいませんでした。

(4) 職員の一月当たりの平均超過勤務時間、超過勤務の上限を超えた職員

| 項 目 | 令和6年度実績 |
|------------------|---------|
| 月 45 時間を超えた職員 | 0人/5人 |
| 年 360 時間を超えた職員 | 0人/5人 |
| 職員一人当たりの超過勤務の月平均 | 0.5時間/月 |
| 職員一人当たりの超過勤務の年平均 | 5.5時間/年 |

(5) 年次休暇の取得日数の状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

① 平均取得日数

14.39日

② 取得日数が5日未満の職員割合

0.0% (0人/6人)